

PRESS RELEASE (2009/08/05)

九州大学記者クラブ会員 各位

九州大学

学位論文における研究不正行為の認定及び学位授与の取消しについて

九州大学が平成13年6月20日付けで授与した博士(工学)の学位論文における研究不正行為の認定及び学位授与の取消しについて、下記のとおり公表します。

記

1. 対象者の氏名 前田修一氏
2. 不正行為の認定及び学位授与の取消し日 平成21年7月17日
3. 不正行為に関する調査報告 別添のとおり
4. 学位授与の取消し 研究不正防止委員会において、博士の学位取得のために提出された論文について研究不正行為が認定されたため、九州大学学位規則第27条の規定のうち「不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当することから、学位授与の取消しを行った。

【お問い合わせ】

研究不正について
九州大学学術研究推進部学術研究推進課 小野
Tel. 092-642-2126,2127 Fax. 092-642-4317
電子メール kou-ono@jimu.kyushu-u.ac.jp

学位について
九州大学学務部学務企画課 江島
Tel. 092-642-7072 Fax. 092-642-2267
電子メール sad-ejima@jimu.kyushu-u.ac.jp

本学「論文博士」における研究不正及び学位授与の取消について（概要）

平成 13 年 6 月 20 日に「論文博士」として、本学で「博士（工学）」の学位を授与された前田修一氏の学位論文「光メモリ用色素の合成と応用に関する研究」に不適切な記載があることが判明しました。

本件は、この学位論文について、「データ等の記載に不適切な点等があること」、及び「この学位論文に対する本学の論文審査のあり方へ疑問」があると、平成 18 年 10 月 3 日に告発があったことを契機に発覚しました。

これを受け、本学はこれまで、九州大学工学府調査委員会及びその下に、九州大学工学府論文内容調査ワーキンググループを設置するとともに、九州大学研究不正対策委員会及びその下に、学外の研究者 4 名を含む、九州大学研究不正調査部会を設置し、調査を進めてまいりました。

その結果、学位論文 p.60 の「高感度な色素(3)を開発することができた。Fig.6-7 に構造式と性能（感度 vs 反射率）示した。」という記載とそれを示した p.73 の物質の化学構造との整合性について、

「論文中に記載されている物質の化学構造が、実際に実験に使用された物質の化学構造と異なっている。」こと、

「その物質があたかも実験に使用されたかのように記述されている。」こと、
が確認されました。

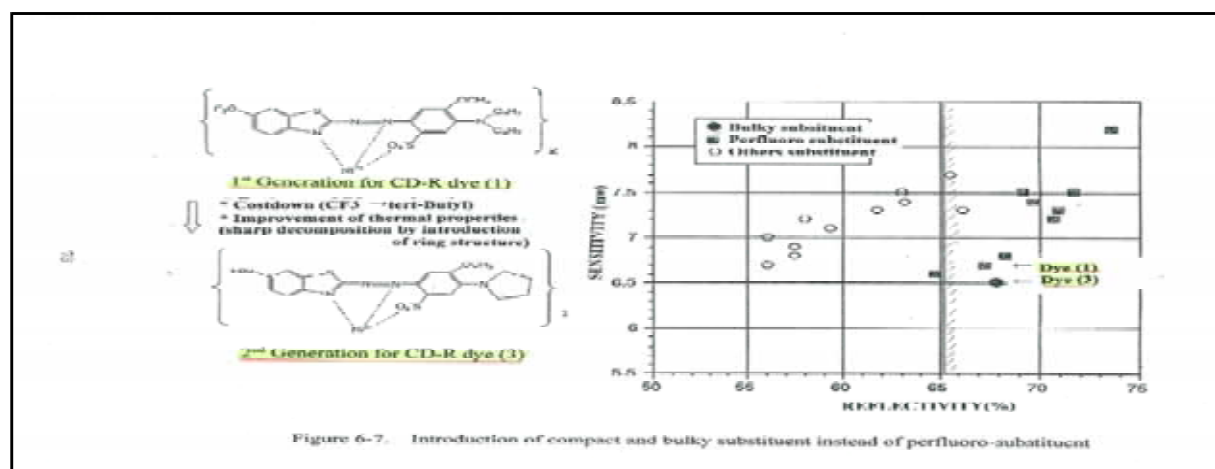
この他、

「記述されている条件とは別の条件で測定された実験データが、実際に実験して得られた値であるかのようにプロットされている。」こと、

「実測値の線速換算値が、すべて同じ実験条件で得られたように図示されており、この線速換算に関する説明が論文中にはない。」こと、
が確認されました。

2.5 高速記録 CD-R 用第 2 世代の色素開発
CD-R が普及期に入ると色素へのコストや高速記録適性への要求が一段と厳しくなり、高価なフッ素原料を使用しなくても高感度化できる色素の開発が要求された。そこで、種々の化学構造を検討した結果、ジアゾ成分に分子会合を抑制できるコンパクトでバルキーなアルキル基 (tert-Butyl) を導入し、カップリング成分に環状構造を導入した結果、熱特性の減量を急峻に改良した高感度な色素 (3) を開発することができた。Fig. 6-7 に構造式と性能 (感度 vs 反射率) を示した。第 1 世代の色素 (1) と同等の性能の色素を開発することに成功した。本開発色素 (3) をベースに 12 倍速記録対応 CD-R の工業化・上市ができた。

学位論文 p.60 から転載



学位論文 p.73 から転載

これらのことに関して、平成20年8月31日及び平成21年6月14日の2度にわたり、前田氏から資料の提出及び説明を受けましたが、上記の・に対して、前田氏は、

1)「ビジネス上の制約があったため、一番良い特性のものは化学構造式を開示できなかったので、p.73のような化学構造を記載しました。」(平成20年8月31日)

2)「学位論文 p.73 に記載された「2nd generation for CD-R dye(3)」とは、「Dye(3)へ向けた第二世代の色素の例」という意味であり、学位論文のこの箇所は開発の流れや技術思想を述べたものである。」(平成21年6月14日)

という説明を行われましたが、指摘に対するそれぞれの説明には齟齬があり、いずれの説明によっても、・で指摘している学位論文 p.60 の「高感度な色素(3)を開発することができた。Fig.6-7 に構造式と性能(感度 vs 反射率)示した。」という記載とそれを示した p.73 の物質の化学構造との整合性を示す明確な回答は得られませんでした。また、・についても同様に明確な回答は得られませんでした。

この結果、いかなる場合であっても、学位論文においてこのような公正を欠く記載は認められるものではなく、また、学位論文中に、こうした考えによって記載したことに関する説明がないことは、不適切な記載と判断せざるを得ず、本学は、これらの行為を国立大学法人九州大学研究不正防止規程に照らして、研究不正行為に当たると認定しました。これを受けて、九州大学学位規則に照らして、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したものとして、「学位授与の取消」の措置を講じました。

さらに、この学位論文に対する本学の論文審査のあり方への疑問に関しても関係者への事情聴取等を含め、慎重に調査を進めました。この結果、この不適切な記載に関しては、いわゆる「論文博士」に関するものであり、通常の「課程博士」とは異なり、企業の技術者等がその研究経験と成果を基に学位を取得するものであるため、この不適切な記載を学位論文の審査を担当する主査及び副査が審査過程で検証の上、見つけだすことは困難であるとの結論に至りました。

また、この不適切な記載とは別の問題として捉えて調査を進めましたが、申立者の告発のとおり、本学位論文に文章の構成や記述に関するミスが多く見受けられました。このことについては、平成20年9月13日に主査に対して行った事情聴取においても、諸事情により十分な確認が行えなかったことを本人からも聴取しました。この学位論文としての体裁等に関して、主査により十分な確認が行われなかったことについては、本学から、当時の学位論文調査委員会主査に対して、諸事情は考慮しつつも、遺憾の意を表したところです。

なお、副査2名についても事情聴取を実施しましたが、両副査は、事前に手渡された学位論文の草稿を精査し、主査及び副査を対象として行われた論文説明会の場において、内容の改善や文章の訂正を指摘するなど、十分に責務を果たしていたと思われまます。

本学といたしましても、今回の事態を真摯に受け止め、今後、研究者倫理のより一層の向上及び「論文博士」の審査手続き等の一層の徹底を図り、研究公正への取組を推進していくこととしております。

資料1 「本件における主な経緯」

資料2 「委員名簿」

資料3 「関係諸規定等」

調査結果報告書等の詳細の調査結果については、後日、本学のホームページを通じて公表します。

平成21年8月5日

国立大学法人九州大学総長
有川 節夫

本学「論文博士」における研究不正の認定及び学位授与の取消について（コメント）

- 1 このたび、本学では、平成21年7月17日に開催いたしました「九州大学研究不正防止委員会」及び「九州大学高等教育審議会」の審議結果に基づき、平成13年6月20日に「論文博士」として授与した学位につきまして、その学位論文において、公正を欠くとみなされる行為が発覚したため、併せて当該学位授与の取消の措置を講じました。
- 2 研究不正行為に対する取組といたしましては、昨今、我が国においても科学研究の世界において、不正行為が相次いで指摘される中、平成18年8月の科学技術・学術審議会の「研究不正行為への対応のガイドライン」を受けて、本学をはじめ、全国の大学・研究機関、学協会において、行動規範の策定、関係諸規定の整備、それらの周知徹底、研究者倫理の向上等に向けた取組が自律的に展開されているところです。
- 3 本事実につきまして、「論文博士」の性格上、企業における職務と並行して論文作成を行わざるを得ないという多忙な環境の中、企業研究者である前田氏が、「論文博士」として提出した学位論文の記載の一部に、企業秘密に関わる内容があったことなどに起因し、その記載に関する説明が十分行われていなかったことなどが、本学への告発により明らかとなったものです。
- 4 本学といたしましては、この事実を受けて、昨今、強く求められております研究活動の公正性の確保の観点と学位を授与する高等教育機関としての社会的責任を重く受け止めるとともに、社会に対する説明責任を果たすべく、先に述べた行動規範、関係諸規定等に照らして、公正を欠くとみなされる行為と言わざるを得ないと判断し、非常に残念ながら、このような厳正な措置を行ったものです。
- 5 しかしながら、本事実に関しては、この調査の過程において、悪意に基づく行為ではないことが明白となっており、また、当時の同氏を取り巻く、ビジネス上の制約や非常に多忙かつ厳しい研究環境等が、こうした記載の不備等を招いたことは十二分に推察されるところであります。本学の今回の措置が、同氏がこれまでに挙げてこられた研究成果や研究活動を否定するものではないことは当然であります。
- 6 今回指摘のあった事実につきましては、同氏に真摯に受け止めていただき、本学としては、新たな学位授与の機会の提供などを含め、氏の今後の更なる研究活動の発展とその飛躍のための措置を講ずるとともに、次世代を担う若者の育成に向けて、高等教育機関としての責務を果たして参りたいと考えております。
- 7 最後に、本学といたしましても、今回の事案を教訓とし、再発防止に向けて研究者倫理の向上、「論文博士」の審査手続き等の一層の徹底に努めて参ります。

以上

本件における主な経緯

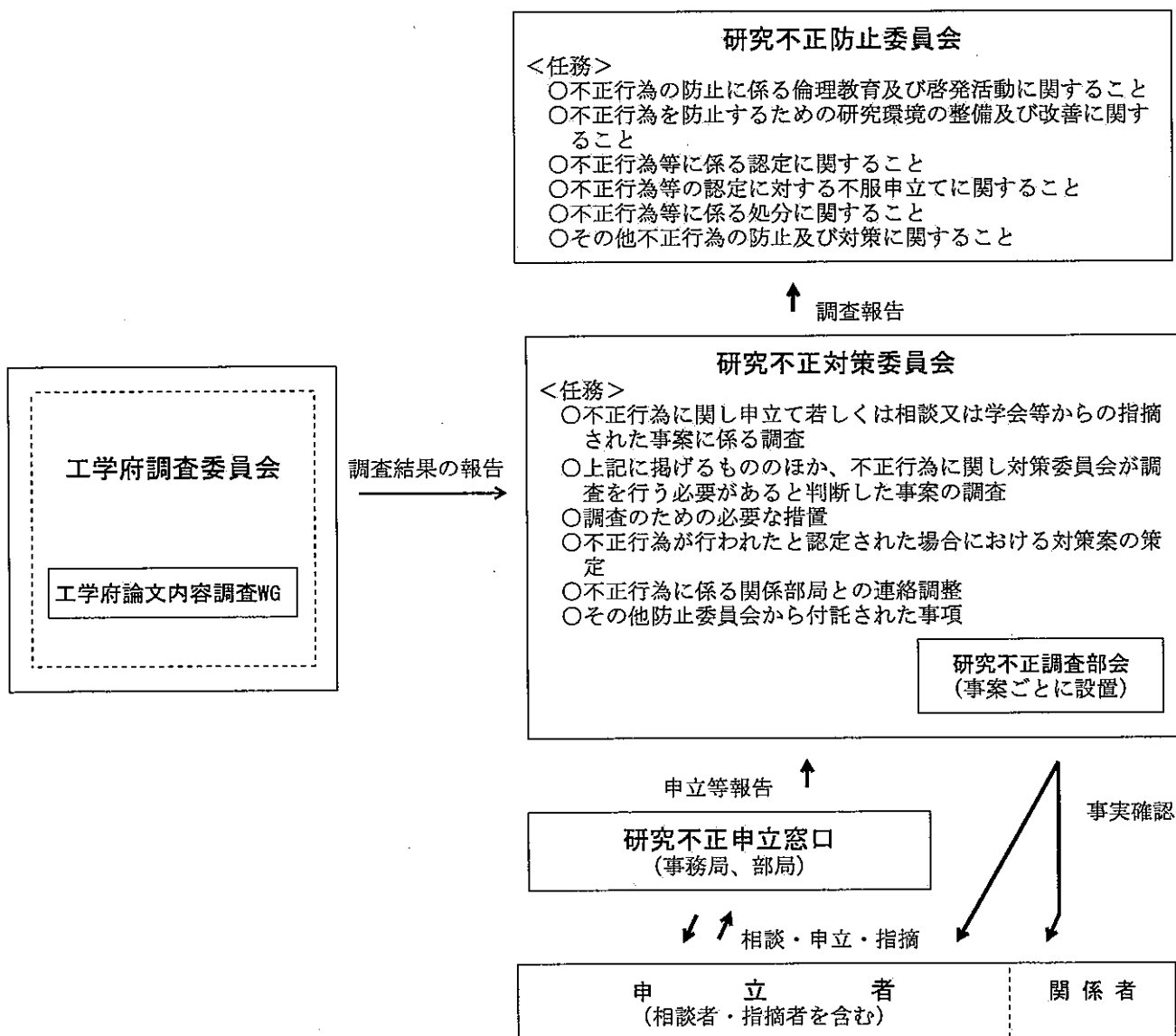
平成13年6月20日	九州大学から被申立者に学位(博士(工学))を授与
平成18年10月3日 ~平成19年3月6日	申立者から学位論文の不正に関する相談
平成19年6月1日	工学府調査委員会を設置し、調査を開始 (以降、平成20年9月までに、計9回開催)
平成19年7月20日	工学府調査委員会に工学府論文内容調査WGを設置し、被申立者の学位論文の精査
平成20年5月28日	工学府調査委員会が調査報告書を研究不正対策委員長に提出
平成20年7月2日	研究不正対策委員会を開催し、工学府調査委員会に調査結果の取りまとめを付託
平成20年8月31日	工学府調査委員会を開催し、被申立者から事情聴取
平成20年9月13日	工学府調査委員会を開催し、主査から事情聴取
平成20年12月19日	工学府調査委員長から研究不正対策委員長に調査報告書を提出
平成20年12月22日	研究不正調査部会を設置
平成20年12月26日	研究不正調査部会、研究不正対策委員会を開催し、調査報告書を取りまとめ
平成21年1月23日	研究不正防止委員会を開催し、研究不正行為等に係る認定 高等教育審議会を開催し、学位授与の取消について審議
平成21年2月4日	研究不正防止委員長から認定結果等を被申立者に通知
平成21年3月31日	被申立者から不服申立て
平成21年4月17日	研究不正防止委員会を開催し、不服申立てについて審議 研究不正調査部会による弁明の機会を付与することを決定
平成21年6月14日	研究不正調査部会を開催し、被申立者から弁明を求める 研究不正対策委員会を開催し、最終調査報告書の取りまとめ
平成21年7月17日	研究不正防止委員会を開催し、再調査結果に基づく研究不正行為等に係る認定 高等教育審議会を開催し、学位授与の取消について決定
平成21年7月29日	研究不正対策委員長から認定結果等を被申立者に手交

委員名簿

- 九州大学研究不正防止委員会委員 1
- 九州大学研究不正対策委員会委員 2
- 九州大学研究不正調査部会委員 3
- 九州大学工学府調査委員会委員
- 九州大学工学府論文内容調査ワーキンググループ委員

【参 考】

委員会の構成等



九州大学研究不正防止委員会委員

(平成21年4月1日～)

総長	有川 節夫	大学院工学研究院長	日野 伸一
理事	村上 敬宜	大学院芸術工学研究院長	(安河内 朗)
理事	水田 祥代	大学院システム情報科学研究院長	都甲 潔
理事	落合 英俊	大学院総合理工学研究院長	本庄 春雄
理事	今泉 勝己	大学院農学研究院長	吉村 淳
理事	丸野 俊一	法科大学院長	西山 芳喜
理事	安浦 寛人	大学院システム生命科学府長	服巻 保幸
理事	松元 昭憲	大学院統合新領域学府長	塩次喜代明
理事	渡辺 浩志	教育学部長	八尾坂 修
副学長	吾郷 真一	生体防御医学研究所長	(吉開 泰信)
副学長	内海 英雄	応用力学研究所長	柳 哲雄
副学長	高柳 涼一	先導物質化学研究所長	(永島 英夫)
副学長	永島 英夫	九州大学病院長	久保 千春
副学長	宮原 三郎	附属図書館長	(丸野 俊一)
副学長	安河内 朗	高等教育開発推進センター長	淵田 吉男
副学長	吉開 泰信	情報基盤研究開発センター長	青柳 睦
大学院人文科学研究院長	柴田 篤	健康科学センター長	大柿 哲朗
大学院比較社会文化研究院長	田中 良之	センター群協議会Ⅰ・議長	大池美也子
大学院人間環境学研究院長	河野 昭彦	センター群協議会Ⅱ・議長	筑紫 二郎
大学院法学研究院長	土井 政和	事務局長	(松元 昭憲)
大学院経済学研究院長	川波 洋一		
大学院言語文化研究院長	ミヅノ・ガクガク		
大学院理学研究院長	(宮原 三郎)		
大学院数理学研究院長	若山 正人		
大学院医学研究院長	(高柳 涼一)		
大学院歯学研究院長	吉浦 一紀		
大学院薬学研究院長	樋口 駿		

九州大学研究不正対策委員会委員

平成20年10月1日～

委員長	村上敬宜	九州大学理事・副学長
委員	村井和彦	九州大学大学院人文科学研究院教授
	北逸郎	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
	関源太郎	九州大学大学院経済学研究院教授
	吉村和久	九州大学大学院理学研究院教授
	古賀登	九州大学大学院薬学研究院教授
	高木節雄	九州大学大学院工学研究院教授
	坂田年男	九州大学大学院芸術工学研究院教授
	笹田一郎	九州大学大学院総合理工学研究院教授
	鈴木聡	九州大学生体防御医学研究所教授
	矢木雅敏	九州大学応用力学研究所教授
	渡邊廉	九州大学総務部長
	谷本滋	九州大学学術研究推進部長

九州大学研究不正調査部会委員

平成20年12月22日設置

部会長	高木節雄	九州大学大学院工学研究院教授
委員	村井和彦	九州大学大学院人文科学研究院教授
	北逸郎	九州大学大学院比較社会文化研究院教授
	御園生誠	東京大学名誉教授
	大橋守	電気通信大学名誉教授
	岸本昭	岡山大学大学院自然科学研究科教授
	門川淳一	鹿児島大学大学院理工学研究科教授
	酒匂一郎	九州大学大学院法学研究院教授

九州大学工学府調査委員会委員

平成19年6月1日設置

委員長	高木節雄	九州大学大学院工学研究院教授
委員	落合英俊	九州大学理事・副学長（元工学研究院副研究院長） （任期：平成19年6月1日～平成20年3月31日）
	北條純一	九州大学大学院工学研究院教授
	菊池正夫	九州大学鉄鋼リサーチセンター教授
	岸田昌浩	九州大学大学院工学研究院教授

九州大学工学府論文内容調査ワーキンググループ委員

平成19年7月20日設置

委員長	岸田昌浩	九州大学大学院工学研究院教授
委員	今任稔彦	九州大学大学院工学研究院教授
	片山佳樹	九州大学大学院工学研究院教授

関係諸規定等

国立大学法人九州大学研究不正防止規程・・・・・・・・・・ 1

九州大学研究不正防止委員会規則・・・・・・・・・・・・・・ 3

九州大学学位規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※ 別表は省略

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動上の責務、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置その他必要な事項を定めることにより、本学における健全な研究環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究者 教員、学生その他の本学において研究に従事する者をいう。
- (2) 不正行為 次に掲げる研究活動上の行為（故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。）をいう。
 - イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ハ 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ニ 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、本学が定めた研究者のための行動基準（以下単に「行動基準」という。）、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

(研究責任者及び監督者の責務)

第4条 研究代表者として研究を総括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）及び研究者を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、行動基準、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めなければならない。

(総長の責務)

第5条 総長は、研究者、研究責任者及び監督者に対し、この規程の周知徹底を図るものとする。
2 総長は、不正行為の防止を図るため、研究者に対し、倫理教育及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(防止・対策への対応)

第6条 不正行為の防止及び対策の適切な実施を期すため、全学的な体制を整備する。

(窓口の設置)

第7条 不正行為に関する申立て若しくは相談又は学会等からの指摘に対応するため、研究不正申立窓口を置く。

(申立ての方法)

第8条 申立ては、原則として当該申立てを行う者（以下「申立者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面等により行わなければならない。

- (1) 不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名
- (2) 不正行為の態様及び事案の内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的な理由

(弁明)

第9条 不正行為に関する事実関係の調査（以下単に「調査」という。）を行う場合は、申立て、指摘等により不正行為を行った疑いがあるとされた研究者（以下「被申立者等」という。）に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 調査を通じて、申立者が悪意に基づく申立てを行った疑いがあるとされた場合は、当該申立者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第10条 調査の結果、不正行為を行ったと認定された被申立者等又は悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から60日以内に書面をもって不服申立てをすることができる。

(申立者等の保護)

第11条 申立者が申立てをしたことをもって、不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

2 被申立者等が申立て、指摘等をされたことをもって、被申立者等の研究活動が全面的に停止されるなどの不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

3 調査へ協力した者その他不正行為に関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

4 調査に当たっては、申立者が了承した場合を除き、不正行為に対応する委員会の委員以外の者や被申立者に申立者が特定されないように配慮しなければならない。

(調査への協力)

第12条 申立者、被申立者等その他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(秘密保持)

第13条 窓口担当者、委員会の委員その他の関係者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(公表)

第14条 不正行為が行われたと認定された場合は、原則として、不正行為を行った研究者の氏名、不正行為の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

第15条 不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、不正行為が行われなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

2 申立てが悪意に基づき行われたと認定された場合は、原則として、当該申立者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第16条 不正行為が行われたと認定された場合又は申立てが悪意に基づき行われたと認定された場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認められたときは、総長は、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

九州大学研究不正防止委員会規則

平成18年度九大規則第27号

施行：平成18年10月1日

最終改正：平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第37条の規定に基づき、研究不正防止委員会（以下「防止委員会」という。）の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為（国立大学法人九州大学研究不正防止規程（平成18年度九大就規第10号）第2条第2号に規定する不正行為をいう。以下同じ。）の防止に係る倫理教育及び啓発活動に関すること。
- (2) 不正行為を防止するための研究環境の整備及び改善に関すること。
- (3) 不正行為等に係る認定に関すること。
- (4) 不正行為等の認定に対する不服申立てに関すること。
- (5) 不正行為等に係る処分に関すること。
- (6) その他不正行為の防止及び対策に関すること。

(組織)

第3条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
 - (2) 理事
 - (3) 副学長
 - (4) 各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、教育学部長、各附属研究所長、病院長、附属図書館長、高等教育開発推進センター長、情報基盤研究開発センター長、健康科学センター長、センター群協議会Ⅰの議長及びセンター群協議会Ⅱの議長
 - (5) 事務局長
- 2 前項に掲げる委員のほか、総長が指名する総長特別補佐を委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 防止委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

- 2 委員長は、防止委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した理事がその職務を代行する。

(対策委員会)

第5条 防止委員会に、次に掲げる事項を行わせるため、研究不正対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- (1) 不正行為に関し申立て若しくは相談又は学会等から指摘された事案に係る調査
 - (2) 前号に掲げるもののほか、不正行為に関し対策委員会が調査を行う必要があると判断した事案の調査
 - (3) 調査のための必要な措置
 - (4) 不正行為が行われたと認定された場合における対策案の策定
 - (5) 不正行為に係る関係部局との連絡調整
 - (6) その他防止委員会から付託された事項
- 2 前項第3号の措置は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調査対象となる研究活動の一時停止
 - (2) 調査対象となる事案に関連する機器、実験記録・資料等の保全
 - (3) その他対策委員会が必要と認めた措置

第6条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び総長特別補佐のうちから総長が指名する者

- (2) 人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授のうちから選ばれた者 2人
 - (3) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、芸術工学研究院、システム情報科学研究院、農学研究院及び情報基盤研究開発センターの教授のうちから選ばれた者 3人
 - (4) 医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の教授のうちから選ばれた者 2人
 - (5) 比較社会文化研究院及び言語文化研究院の教授のうちから選ばれた者 1人
 - (6) 総合理工学研究院、応用力学研究所、先導物質化学研究所及び健康科学センターの教授のうちから選ばれた者 2人
 - (7) 学術研究推進部長
 - (8) 総務部長
 - (9) その他対策委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員は、総長が任命する。
 - 5 対策委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
 - 6 委員長は、対策委員会を主宰する。
 - 7 対策委員会に副委員長を置き、対策委員会の委員長が指名する者をもって充てる。
 - 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(調査部会)
- 第7条 対策委員会は、不正行為に係る調査を行うため、その事案ごとに、研究不正調査部会（以下「調査部会」という。）を設置するものとする。
- 第8条 調査部会の具体的な任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 調査対象となる事案に関連する実験記録・資料等の精査
 - (2) 申立者、申立て等により不正行為を行った疑いがあるとされた研究者（以下「被申立者等」という。）その他の関係者からの事情聴取
 - (3) 不正行為等の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査
 - (4) その他調査部会が必要と認めた調査
- 第9条 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 対策委員会の委員 若干人
 - (2) 調査対象となる研究分野に関し専門的知識を有する学外の研究者 若干人
 - (3) その他対策委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 前項の委員の選出に当たっては、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の利害関係者が委員とならないようにしなければならない。
- 第10条 調査部会に部会長を置き、対策委員会の委員長が指名する者をもって充てる。
- 2 部会長は、調査部会を主宰する。
 - 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。
(部局研究不正防止委員会等)
- 第11条 部局の長は、必要に応じて、当該部局における不正行為の防止及び対策のため、部局研究不正防止委員会等を置くものとする。
(議事)
- 第12条 防止委員会及び対策委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 防止委員会及び対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第13条 防止委員会、対策委員会及び調査部会（以下「防止委員会等」という。）が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（調査）

第14条 対策委員会は、調査部会を設置したときは、調査部会の委員の氏名を申立者及び被申立者等に通知するものとする。

2 申立者及び被申立者等は、調査部会の委員について異議がある場合は、前項の通知を受け取った日の翌日から1週間以内に理由を添えて対策委員会に異議申立てをすることができる。

3 対策委員会は、前項の異議が妥当なものとして判断した場合は、当該異議に係る委員を交代するものとする。

4 申立てが行われた場合又は指摘を受けた場合で、調査を行う必要がないと対策委員会が判断したときは、その理由を付して、申立者又は指摘を行った機関等にその旨を通知するものとする。

5 調査部会は、調査に当たり、被申立者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 調査部会は、調査を通じて、申立者が悪意に基づく申立てを行った疑いがあるとされた場合は、当該申立者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（認定等）

第15条 防止委員会は、調査が開始された日から概ね150日以内に不正行為等が行われたか否かを認定しなければならない。ただし、調査の過程において、再実験を行うなど調査に時間を要した場合は、この限りではない。

2 前項の認定は、調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被申立者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。

3 対策委員会は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、第5条第1項第3号の措置を速やかに解除しなければならない。

（不服申立て）

第16条 不正行為を行ったと認定された被申立者等又は悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から60日以内に書面をもって不服申立てをすることができるものとする。

2 不服申立てが行われた場合で、防止委員会において、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、対策委員会は速やかに再調査を開始するものとする。

3 再調査は、第1項の認定に係る調査を行った調査部会において行う。

4 対策委員会は、不服申立ての趣旨が調査部会の構成等に関する場合で、その理由が妥当なものとして判断したときは、調査部会の委員の交代等を行うものとする。

5 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと防止委員会が判断したときは、その理由を付して、不服申立てを行った者に通知するものとする。

6 防止委員会は、再調査が開始された日から概ね50日以内に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。

（公表）

第17条 不正行為等に関する公表は、防止委員会が行うものとする。

（事務）

第18条 防止委員会等に関する事務は、事務局各課及び関係部局の協力を得て学術研究推進部学術研究推進課において処理する。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、防止委員会等の運営等に関し必要な事項は、当該委員会等においてそれぞれ定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第82号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第16号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第50号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により定めるように規定されている事項その他九州大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士(専門職)及び法務博士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第2条第5項に定める一貫制博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者に対し授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与)

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府において別に定める。

(博士論文の提出)

第8条 博士論文(以下「論文」という。)は、博士後期課程にあつては2年以上、医学系学府医学専攻及び歯学府の博士課程(以下「医学系及び歯学の博士課程」という。)にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系及び歯学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府において定める。ただし、博士後期課程、医学系及び歯学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府の定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

(論文の審査)

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員(以下「調査委員」という。)を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定する。
- 2 前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
(審査結果の報告)
- 第15条 学府教授会が、前条の決定を行ったときは、その氏名、論文審査要旨、最終試験の成績及び議決の結果を、文書をもって、総長に報告しなければならない。
(論文提出による博士)
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
(専門職学位の授与)
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府において別に定める。
(学位記の授与)
- 第22条 総長は、第15条(第20条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業の認定、修士課程修了の認定及び専門職大学院の課程修了の認定の報告に基づき、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。
(学位授与の報告等)
- 第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
(学位論文の公表)
- 第24条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を

印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において博士の学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、総長は、高等教育審議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 高等教育審議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記	
学部印	(本籍(都道府県名)) 氏 名 年 月 日生
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める	
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当 九州大学芸術工学部長 印
本学芸術工学部長の認定により学士(芸術工学)の学位を授与する	
大学印	九州大学総長 印
第 号	

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍(都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める 年 月 日 九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長 印		
本学大学院芸術工学府長の認定により修士(芸術工学)の学位を授与する 大 学 印 九州大学総長 印		
芸術学 号		

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 府 印	学 位 記 (本籍(都道府県名)) 氏 名 年 月 日生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める 年 月 日 九州芸術工科大学大学院教育課程担当 九州大学大学院芸術工学府長 印		
本学大学院芸術工学府長の認定により博士(〇〇)の学位を授与する。 大 学 印 九州大学総長 印		
芸術学 号		

- 附 則 (平成16年度九大規則203号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年度九大規則第55号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年度九大規則第19号)
この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年度九大規則第118号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成20年度九大規則第74号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。